

单 価 表

事 業 設 計 書				設 計 年月日	令和 7 年 12 月 26 日	
環境部長	課長	補佐	主査	担当		設計者
事業名称		焼却灰等放射性物質検査業務委託				
事業場所		和名ヶ谷クリーンセンター		事業期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月 31日	
設計金額		単価の合計 円				
設計概要						
						設計内容 審査済

单 価 表

名 称	規 格 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
焼却灰等放射性物質検査業務委託						
試料分析費(焼却灰)	主灰・飛灰	検体	1			単価表第1表 5.907%
試料分析費(焼却灰)	主灰・飛灰 (荷姿)	検体	1			単価表第2表 5.907%
試料分析費(排ガス)		検体	1			単価表第3表 18.068%
試料分析費(その他)	液体・汚泥・不燃物 ・不燃残さ・剪定枝等	検体	1			単価表第4表 5.907%
試料採取費(焼却灰)	主灰・飛灰	検体	1			単価表第5表 6.949%
試料採取費(排ガス)		検体	1			単価表第6表 48.645%
試料採取費(その他)	液体・汚泥・不燃物 ・不燃残さ・剪定枝等	検体	1			単価表第7表 6.949%
試料運搬費		回	1			単価表第8表 1.668%
計						100.000%

单 価 表

单 値 表

第 2 表		試料分析費(焼却灰)					1検体 当り	
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	单 値	金 頓	摘 要		
試料分析費 (焼却灰) 主灰・飛 灰 (荷姿)		検体	1					
計								

单 価 表

单 価 表

单 値 表

第 5 表		試料採取費(焼却灰)					1検体 当り
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	单 値	金 領	摘 要	
技師 (C)		人					
技術員		人					
業務管理費		式	1				
一般管理費		式	1				
計							

单 値 表

第 6 表		試料採取費(排ガス)					1検体 当り
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	单 値	金 領	摘 要	
技師 (B)		人					
技師 (C)		人					
技術員		人					
業務管理費		式	1				
一般管理費		式	1				
計							

单 価 表

第 7 表		試料採取費(その他)					1検体 当り
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	单 価	金 領	摘 要	
技師 (C)		人					
技術員		人					
業務管理費		式	1				
一般管理費		式	1				
計							

单 値 表

第 8 表		試料運搬費					1回 当り	
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	单 值	金 領	摘 要		
ガソリン	レギュラー	ℓ						
機械損料		h						
機械損料		供用日						
雑費								
計								

焼却灰等放射性物質検査業務委託 仕様書

1 事業名称

焼却灰等放射性物質検査業務委託

2 事業場所

和名ヶ谷クリーンセンター

3 事業期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

4 事業の目的

和名ヶ谷クリーンセンターの焼却灰等に含まれる放射性物質を検査する。

5 事業内容

和名ヶ谷クリーンセンターの焼却灰等（主灰、飛灰固化物並びに排ガス）を採取し、採取したものに含まれる放射性物質を検査する。

6 分析検体

- (1) 焼却灰（主灰、飛灰固化物、主灰・飛灰固化物荷姿）
- (2) 排ガス
- (3) その他（液体、汚泥、不燃物、不燃残さ、剪定枝等）

7 分析項目

- (1) 放射性セシウム 134
- (2) 放射性セシウム 137
- (3) 放射性ヨウ素 131（主灰、飛灰固化物のみ）

8 分析方法

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン（平成二十三年十二月 環境省策定）に準拠する。

また、焼却灰（主灰・飛灰固化物荷姿）の分析については、焼却灰（飛灰固化物）の分析速報値が 1,000 Bq/kg 以上の場合のみ分析を行うこと。

9 予定数量

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 焼却灰（主灰、飛灰固化物） | 24 検体 |
| (2) 焼却灰（主灰・飛灰固化物荷姿） | 12 検体 |
| (3) 焼却灰採取 | 24 検体 |
| (4) 排ガス | 33 検体 |
| (5) 排ガス採取 | 33 検体 |
| (6) 運搬 | 12 回 |

※検体数については、予定数量であり、増減が生じる可能性がある。

1 0 写真撮影要領

分析状況の写真を撮影すること。

1 1 提出書類

業務完了後、以下の書類を提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 報告書 3部
※検体採取から 3 営業日以内に速報値を連絡すること。(採取日を含む。)
- (3) 写真帳 1部

1 2 その他注意事項

- (1) 国、千葉県から分析方法や測定方法等について、通知等があった場合には、当該通知に準拠するように変更する。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (4) 複数の炉がある場合は、各炉で採取して混合して測定すること。